

瑞穂市国民保護計画の変更（案）について

「岐阜県国民保護計画」の変更（H26.2.7）による追加・変更記述

(1) 警報の方法の追加(P45)

緊急速報メール等の電子メールによる情報手段が発達したことに伴い、住民等への伝達手段の主たる項目として「電子メール」を追加する。

(2) 避難等の実施に関する追加(P65)

避難等の措置については、県地域防災計画（原子力災害対策計画）、岐阜県・市町村広域避難方針及び避難計画等の定め例のほか、市町村は避難の指示を待ついとまがない場合に退避の指示を出すことができるため、県地域防災計画等のほか、市防災計画やその他避難計画等の定め例により行う旨の記載を追加する。

(3) 安定ヨウ素剤の配布に関する変更(P65)

安定ヨウ素剤の配布に関する規定は「国の防災基本計画（原子力災害対策編）の定めによる」とされており、規定との整合性を測るよう追記・修正する。

「岐阜県国民保護計画」の変更（H26.11.14）による追加・変更記述

(1) 救援の基準等の変更(P55－56)

避難住民等の救援に関する事務が厚生労働省から内閣府へ移管されたことにより変更とする。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等の変更(P64)

原子力規制委員会の設置により、武力攻撃原子力災害における通報先省庁が変更となった。

(3) 安定ヨウ素剤の配布に関する変更(P65)

国の防災基本計画の修正を踏まえ、事態の進展が急速で、国対策本部長の指示を得ることができない場合、市長が医師等の関与のもと、必要な措置を講じる旨の但書を追加する。

(4) 平成25年6月の災害対策基本法改正に伴う変更(全体)

平成25年6月の災害対策基本法改正において、「災害時要援護者」が「要配慮者」として定義されたことに伴い変更とする。

「岐阜県国民保護計画」に準じた記載事項の追加

(1) NBC 攻撃に関する追加(P14)

岐阜県国民保護計画に準じて NBC 攻撃に関する事項を追加する。

(2) 武力攻撃原子力災害への対処の追加(P66)

岐阜県国民保護計画に準じて、モニタリング、スクリーニング、除染、食料品等による被ばくの防止など県との連携に関する事項を追加する。

名称の変更等による記載事項の変更

(1) 市の行政組織に関する変更

市の行政組織は、部及び課によって組織されているため、室に関する記載を削除する。

(2) 啓発の内容に関する変更(P31)

南海トラフ巨大地震対策ワーキングチームのまとめた南下トラフ巨大地震最終報告によると、南海トラフ巨大地震で想定されるほどの大規模災害では、物資の供給が遅れるため、1週間分以上の備蓄が望ましいとされている。国民保護で懸念されるような事態においても、同様の自体が考えられるため、1週間分以上の備蓄を啓発する。

(3) 市の消防組織に関する変更

「関係消防組合の管理者若しくは長」を、市が岐阜市消防本部に委託している現状に合わせ「消防長若しくは消防署長」へ変更する。

(4) 市の現状に合わせた名称、数値等の変更

市内の人口、面積、就業人口比、大規模集客施設等の名称など、市の現状に合わせて変更する。

その他、軽微な変更を行っている。